

当行キャッシュカード 生体認証取引時の 利用限度額引下げに関するご案内

平素は池田泉州銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行では、生体認証取引を悪用した詐欺被害を未然に防止することを目的として、
当行で生体認証登録をいただいている個人のお客さまの生体認証取引時のご利用限度額の範囲を
ICキャッシュカード取引時と同額に引下げさせていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、みなさまの大切な資産をお守りすることを目的とした対策に
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となる方

2024年12月末現在

当行で生体認証を登録いただいている個人のお客さま

2. 引下げ実施日

2025年4月21日(月)

3. 変更内容

| 取引 方法 | 取引 内容 | 変更前 | | 変更後 | |
|-------------------------------------|----------|------------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|
| | | 1日あたり | | 1日あたり | |
| | | 初期のご利用限度額 | 個別設定いただける 限度額範囲 | 初期のご利用限度額 | 個別設定いただける 限度額範囲 |
| 生体 認証 取引 (個人の お客さま) | お引出し | 1日あたり：無制限 | 0～無制限 | 100万円 | 0～200万円 |
| | お振込み | 1日あたり：無制限 1回あたり：1,000万円未満 | 0～無制限 | 200万円 | 0～300万円 |
| | お振替え | 1日あたり：無制限 1回あたり：1,000万円未満 | 0～無制限 | 1日あたり：無制限 1回あたり：1,000万円未満 | 0～無制限 |

1回あたりの限度額は、個別設定いただいた限度額もしくは100万円のいずれか小さい方が適用されます。

4. ご留意点

変更にあたり、お客さまのお手続きは不要です。

お客さまが個別に設定いただいている限度額が変更後の限度額範囲を超えている場合、
変更後の「初期のご利用限度額」へ引下げいたします。

2025年1月6日以降に生体認証登録を新たにお申込みまたはご利用限度額の変更をされたお客さまは、
お申込み時より上記変更後の限度額を設定いたしております。

本件に関してわしくはお取引店までお問合わせください。